

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

- 闘争団・家族をとことん支援し、連帯する……………2
「〇四七名の解雇撤回をめざす「五・三〇」音威子府集会「アピール」」
与党への完全屈服を再確認……………3
― 私たちは闘い続ける―
国労闘争団との共闘を……………4
― 協同倶楽部(クラブ)物資購入でも―
「競争の排除」が労働組合の絶対的使命……………5
― 〇二年春闘をめぐる総括文書から―
春闘をとおし意識に変化……………7
「ものさし」がピンチ……………7
― 被災地(神戸)メーデーから―
滝野 嘉津子……………8
「自己決定・選択の自由」はまっかなウソ……………8
― 障害者切り捨ての新制度―
石井 俊雄……………11
住民の悩み、要望をつかみながらの選挙戦……………11
― 今回の議会選挙を振り返って―
読者からのおたより……………13

旬刊 社会通信

NO. 838

二〇〇二年六月二一日号

二〇〇二年六月二一日発行
(毎月一日・二二日・二二日三回発行)

闘争団・家族をとことん支援し、連帯する

「一〇四七名の解雇撤回をめざす」五・三〇「音威子府集会」「アピール」

昨年一月二七日、国労本部は、闘争団ならびに国労組合員の大方の合意形成を図ることなく、国家権力の象徴でもある機動隊に大会会場周辺の警備を要請し、自ら国労の「歴史と伝統（闘う路線）」を否定する異常な大会を開催。「四党合意」を強行採決し、受け入れを決定した。

国鉄分割民営化から一六年目を向かえる今日、長きにわたり支援し、共に闘い続けてきた、私たちにとって、国労の変貌はきわめて残念なことであると同時に、ますます強まるであろう、労働者総体への権利侵害、リストラ・不当解雇、新規採用のストップ等、失業の一層の増大に危機感を強くするものである。

現に、あの中曽根元総理自身が、「国労をつぶす、総評をつぶす、社会党をつぶす、そのための国鉄分割民営化だ」と、後に豪語した通りの実態が作り出されようとしている。まさに、お座敷を綺麗にして、改憲に照準を合わせた動きが加速している。

連日、テレビ、マスコミ等で報道されている、有事（戦争）法制も、真の狙いを隠して、そうした流れの中で出されてきている問題であり、けっして時々の個別の問題ではない。そうであるだけに、改めて国鉄闘争を、たんに未解決の問題としてではなく、「今」、そして「未来」に向けた、私たちは、一人ひとりに問われている問題として再認識するものである。

国労本部は、「魂」と引き替えに手にした「四党合意」について、「大会決定をすれば具体的な動きがある」としていたが、実際は、何も示されず、「歯車は噛み合った、動き出した」等と、根拠のない報告を繰り返してきた。そのあげく、辻褄が合わなくなる。と今度は、「政治解決が進まないのは、最高裁の第三者参加申立て及び鉄建公団訴訟に参加する闘争団が団結を乱しているからだ」と、闘争団に責任転嫁。組織内の対立を煽り、闘争団を切り捨てるための査問委員会を設置し、生活援助金の凍結といった非人道的な行為に及んでいる。しかし、真実は、先月連休前の四月二六日に出された、与党三党の声明の中にあつた。

声明は、誰の目から見ても、事実上の「四党合意」破棄通告以外の何ものでもない。そしてその理由を、国労本部の「二枚舌」と指摘している。「信用できない指導部」と見透かされたことで、結果的に「四党合意」の破棄を招いたのである。

何が本場で、事実はどうであつたのか、とくに声明の「四・五」項ですべてが言い尽くされている。「国労執行部はILOに対して（略）何ら根拠もなく与党・政府を非難して自らの責任を転嫁する申し立てを行っている。その一方で、組合員に対しては、与党・政府から解決案が出るが如く喧伝して彼らの期待感を煽っている。このような国労執行部の対応は、単に自らの延命策を図るものであり、与党三党と社会民主党の誠意及び組合員とその家族の信頼を裏切り、関係者のこれまでの努力を無にする行為であると断じざるを得ない」「従つて、四党合意の進展の遅れは、ひとえに国労執行部が矛盾解消の責任を果たしていないことに帰せられるもの（略）」と、皮肉にも交渉相手から事実経過が暴露された。

しかし国労本部は、この責任を真摯に受け止めるどころか、この場におよんでも声明を「条件付き解決のメッセージ」と、都合のいい解釈を全面展開。また、ぬけぬけと「何の

担保もなしに臨時大会を開催することはしない」と言い切っていたが、去る五月二十七日、国労第六九回臨時全国大会を何の担保もなしに強行開催した。「舌の根も乾かないうちに」とはこのことである。二枚舌がなせる技なのか。

今回の臨時大会は、闘いの解決に向けた大会ではなく、与党三党に国労が謝罪し、ただただ「四党合意」を繋ぎ止めておくことと、国労本部の延命を図るためだけの大会であった。そしてこの中で決めたことは、「①J Rに法的責任がないことの再確認と最高裁での闘いの放棄」「②最高裁の第三者参加申し立て及び鉄建公団訴訟に参加する闘争団員を査問委員会を経て全国大会で処分」「③国鉄改革法関連の訴訟の取り下げ」「④国労がILOに出した(二月一五日)書簡の撤回」という、まさに武装解除、全面屈服の方針を決めたのである。

ことこの事態に至っては、もはや国労本部に、闘争団が納得する解決をめざす気もないし、解決能力もないことが決定的となった。また同時に、「四党合意」では、解決することが不可能ということが明らかとなった今、私たちに求められているのは、これを乗り越えて、納得する解決のため闘い続けるという、闘争団・家族をとことん支援し、連帯することである。

この「四党合意」による矛盾の増大は、その一方において新たな闘いの可能性を作り出している。こんな状況下にあっても、音威子府闘争団をはじめ、国家的不当労働行為は許さない、曖昧な解決は一人国労だけの問題ではなくなる、労働者を地獄に追いやることに手は貸せない、と踏ん張っている全国の闘争団とその家族、J Rの現場で奮闘している国労組合員、それを支え応援し続けている多くの仲間たち。「四党合意」決定から一年五ヶ月が経過して、その本質が明らかになるにつれ、闘争団・家族が納得する真の解決と「元国労」を取り戻すため、「国労に人権と民主主義を取り戻す会」「鉄建公団訴訟原告団」「二〇四七名の不当解雇撤回、国鉄闘争に勝利する共闘会議」と、新たな結集軸が整いだし、しっかりと闘いの足場が形成されてきている。

今、集会に結集した、全ての仲間は、志を一つに決意を固め、これからの闘いに共に踏み出すことを強く呼びかける。

与党への完全屈服を再確認

— 私たちは闘い続ける —

五月二十七日、国労は与党三党声明によって「四党合意」破棄を通告されたことに震え上がって、声明で指摘された国労の矛盾解消のために臨時全国大会を開きましたが、何の担保もないままに与党への完全屈服宣言とも言える原案を押しきって採択しました。

しかし、ここまでしても本部や推進派は解決が進展することの見通しはまったく持っていないことも明らかになりました。

今回の大会は四月二十六日の与党声明で「言うとおりにしないと(「四党合意」は)やめるぞ」と脅かされて震え上がった本部が与党に恭順の姿勢を示したと言う意味しかありません。しかも国労の姿勢を認めるかどうかはまったく相手しだいでの保障もないままに進めてしまいました。

大会はもうすっかりお馴染みになってしまった(それ自体悲しいことですが)機動隊に守ってもらう中で傍聴も極端に制限して開かれました。本部委員長挨拶は「四党合意」を「政党が崇高な理念に基づいて人道的な救済を進めるもの」と言った調子で持ち上げ、何としても破棄されたくないことを表明し、国労内部に向けたものではなく、与党に媚(こ)

びを売る醜悪なもので、国労執行部が墮落した姿を見せつけられて唾然としました。

書記長の方針案提起につづいて行われた方針討論は、はじめからわずか三時間の大会予定のため議運から発言は十一人と制限され、しかも方針書が代議員の自宅に届いたのが前々日の二五日でしかも二六日は日曜日ときは職場討議の時間もなく、まったく組合員の意見が反映されない討論でしかありません。おまけに執行部の意向で選ばれた議長団は初めから賛成意見ばかり当てる露骨さで結局発言した十二人のうち明確な反対意見は二人だけ。しかし反対派からだされた六本の修正動議のうち五本は受理されて趣旨説明の代議員が頑張つて意見を述べ議長も執行部も渋い顔をして聞いていました。

予定時間を一時間以上も超えた大会は結局修正動議を少数否決しましたが、本部方針案も賛成は代議員一〇五人中賛成七七、反対三二、白票七で採択されると言う結果になり、本部の見込みから言うとは反対票が多すぎる結果になり、国労はまだ死んでいないことを示しました。

大会は結局国労が与党に土下座して頭を床にこすりつけても解決（というより終結）したいと言う姿勢を満天下に示しました。多分与党は国労本部の姿勢を一応評価した上で、さらに譲歩を迫ってくるでしょう。結果として出されるかもしれない解決案の内容は誰でもほとんどゼロに近いと予想できるでしょう。

私たちの一五年間の闘いをこんな終わり方にするわけには行きません。私たちは本部の屈服を許さず今後も鉄建公団訴訟を軸に、志を同じくするJR組合員や共闘会議の多くの仲間と闘い続けます。

（『紋別闘争団通信』No.111号）

国労闘争団との共闘を

―協同倶楽部（クラブ）物資購入でも―

国労闘争団有志は四月から「協同倶楽部」を発足させ、「安心・安全・良質・低価格」の生活密着商品を提供し、生活と闘いを一体化する活動に着手しています。事業内容は次のようなものです。

一、提供する商品

私たちの事業展開の基本は、提供側の立場でなく消費者（労働者）の立場を重視した『生活密着型』の食料品及び日常雑貨を取り扱う通信販売を定例的に行います。

私たちが求める商品は、安全性を大切にして北海道産にこだわり、出所の明確な顔の見える産直品を取り扱って行きます。さらに、可能な限り中間流通を介さず時間と経費を少なくして、新鮮で良質な低価格の商品を提供します。また、より環境にやさしい商品を将来の安全までも見すえて取り扱ひも進めます。とくに、地元原料による地場産品や闘争団の自主生産商品などを重視して、地域と連携して地域の活性化も求めて取り組みます。

二、商品案内そして購入方法

【商品案内】 毎月一回、商品のご案内と注文書を会員の皆様に送付します。

【注文書の提出】 ご希望の商品を注文書に記入して、FAX又は郵送をお願いします。

【商品のお届け】 十日以内に商品をお届け致します（明細書および請求書を同封）。

【お支払方法】 代金は、当月分を月末日までに、同封の郵便振替用紙で送金して下さい。

三、入会の方法

【申し込みの手続】

- ①入会申込用紙に必要事項を明記し、FAX又は郵送でお送り下さい。
- ②年会費として一口二〇〇〇円を、郵便振替用紙で送金して下さい。
- ③入会後に、商品案内と注文方法などの詳細について送付致します。

●郵便振替口座番号 〇二七〇〇―四一〇〇五二四五三（加入者名 協同倶楽部）

四、問い合わせ・入会申込先

◆事業名称 有限会社協同倶楽部

◆所在地 北海道旭川市宮下通四丁目左一号 国労旭川会館内

TEL 〇一六六―二〇一七三二八 FAX 〇一六六―二〇一七三二九

「競争の排除」が労働組合の絶対的使命

— 〇二年春闘をめぐる総括文書から —

日本の賃金は世界一高いのウソ

インフレからデフレへの経済情勢の大転換、巨大独占資本の最大限利潤を求める荒々しい資本の論理の発現、さらには資本家に身も心も買収され、彼らのしつぽになり下がった連合傘下の大組合幹部の諸言動等が相まって春闘は終焉してしまった。「春闘再構築」賃金・労働諸条件向上を目指す要求、抵抗運動」はますます必要性を増している。巨大独占資本は世界的大競争に勝ちぬき、日本経済の構造改革を達成するためには、「賃金を二〇〜三〇%切り下げることが絶対に必要」と、「資本にとつての社会的責務・使命は利潤をあげる」と、資本の本性をムキダシにし労働者階級に襲いかかっているからだ。五月二八日、日経連と経団連が統合し、単一の巨大独占資本の団体・日本経済団体連合会をつくったのは、まさにその意思表示である。

巨大独占と彼らにすつかり丸め込まれて、彼らの一翼となつてしまった大労組幹部は、異口同音に「日本の労働者の賃金は世界一高い」と言つてはばからぬ。

労働者の賃金が高いだつて。大幹部には労働者の二〜三倍、はなはだしくは数倍の所得を得、確定申告する御仁も少なくない。労働組合が大企業や官僚機構に似せて天下り組織を作り、退職後にははなはだしくは二〜三千万の所得をたらい回しにしていることは、組合員なら誰一人知らないものはない事実でもある。ところが、大企業でも三十年、四十年勤続で賃金は千万前後、中小企業ではその六〜七割で、地方の労働者の平均賃金は三百万円前後にすぎぬ。どうしてこれが高いといえるのか、現場を知らない人のたわごとであろう。はやりの「高い」論は、ドル換算で日本の賃金はアメリカやEU諸国をはるかに上回るとの屁理屈だ。これもおかしい。賃金は労働力という生ける商品の再生産費である。そして、賃金はそれぞれの国の歴史的、文化的状況を反映して歴史的に決定される。日本には日本の賃金水準があり、アメリカにはアメリカの賃金水準が、そしてヨーロッパにはやはりヨーロッパの国ぐにの状況に応じて賃金水準が決定されるのである。

労働者が生きていくためには食わねばならず、身体を保護する必要がある、一日最低でも八〜十時間居住するのであるから住まうところが必要になる。生産力の発展は生活様式を変化させるばかりか、肉体・精神の生理的限界を超えた労働時間の短縮は自由な時間をふやし、それにともなつて教育・精神的充実を求める欲求をいよいよ高くする。

労働力再生産のための費用はこうして変化する。日本では住居費がすさまじく高い。その購入のためには生涯賃金の三〜四割が消費される。さらには教育費も。そして狭い国土が車社会流に再編され、大都市圏、それも市街地以外では車という耐久消費財―せいぜい五〜六年の耐久性であるらしい―の出費を強要される。二馬力、あるいは三馬力で倒れるまで働きつづけても、生活の不安で肉体的にも精神的にもボロボロにされるのが日本の賃金水準だ。

J C・連合の春闘総括

春闘による賃上げは、巨大独占資本、それに追従する大労組幹部の思惑どおり史上最低に終わった。それも大企業の話で、中小未組織では春闘はまだ継続中だ。というのに、連合やその中核のJ Cでははやくも〇三年春闘への構想づくりが始まった。

J Cは①雇用の維持・確保については、「従来以上に労使協議の充実を図ることができ

た」といい、②賃金構造（定昇）維持については「現行水準を維持」、したがって「デフレスパイラル阻止に一定の役割を果たした」とし、③賃金引き上げでは、「国際競争が熾烈をきわめるなかで国際競争力維持と企業の生き残りを図る観点から、ベア拒否の姿勢を貫いた」と分析。今後は、デフレとグローバル経済のなかでの要求根拠や共闘体制など、総合生活改善闘争のあり方を検討するとしている。

J・Cはこうして、今後の課題として①環境条件の受けとめ、②成果配分としての労働条件決定の枠組みづくりの観点を重要視点とし、今後の展開方向を見定めたいとする。

連合は「春闘生活闘争のあり方に関する検討方向（素案）」で、連合は政労使合意あるいは労使合意で①くらし方と働き方の基本方向、②社会的公正配分の構築、③ワークシェアリングの具体化を、さらに政策要求では①デフレ阻止と二〜三%の成長達成、②失業防止と雇用創出、③ワークルールといった環境づくりに集中し、連合としては賃金―適正配分に向けたマクロ指標目安、到達水準目安、銘柄のミニマム水準、労働時間―年間総労働時間千八百時間、週所定労働時間三七・五時間―の目安を示し、その具体化は部門別連絡会、産別に任すとの方向を示している。連合としては統一要求基準を定めることはしないとの方向性を色濃く打ち出しているのが特徴である。

全労連も「参加」要求

全労連の「国民春闘の到達点と当面する重点課題」では、「〇二春闘は、労働者の状態や要求、企業の業績と関係なく賃下げが貫かれた」と分析し、電機産業大手六社で回答直後の賃下げ・定期昇給延期提案が相次いだことには「危機的な赤字」と呼んでいるが、三ヶ月決算で退職割増金や工場閉鎖費用などリストラ経費を数年分も前倒しで計上した意図的な会計処理によってつくりだされたもの」と批判する。

どう春闘再構築をおこなおうとするのか。今春闘での前進面として①「提案型」の春闘がとりくまれたこと、②商工業者との共同の地域経済を守る春闘の全国的前進を上げ、今後の課題として―

①「春闘に確信をもてない」という声が拡がっている。形式的な要求論議でなく、圧倒的多くの労働者が「これ以上一歩も譲らない」との確信を持つ要求を練り上げ、全員で闘い抜く賃金闘争を組織する必要。

②労働者の要求は多数の国民の支持と連帯が結集できてはじめて実現する。広範な国民とともに闘う「国民総決起春闘」が今後の方向。

と結論づける。なおワークシェアリング実施については①サービス残業の根絶、②パート労働者の均等待遇、③本採用・正規職員による必要人員の確保を基本とするよう主張するとともに、政労使の協議に全労連を加えるよう求めている。

「資本中心」が現実社会

連合は「企業の存続なくして労組の存在はない」といい、全労連は「国民の支持なくして労働運動の発展はない」という。主張はちがうが両者ともに労働組合存在の絶対的価値である資本が生み出し、労働者内部に不団結をつくり出す「競争」を容認する。

これと同列の主張だが、労働組合の文書に公平、公正、平等がめだつ。今の社会―資本が社会的な力として支配する―で公平、公正をいかに考えるべきか。あるいは平等をいかに考えるべきか。今の社会では資本にとっての公平、公正、平等であることがもつと考えられなければならないのではないか。

春闘をとおし意識に変化

自動車支部主催の学習会に参加しました。私も入社して早いもので八年目、仕事や組合活動についても、初心者のレベルから脱出する時と思いますが、前職が零細企業で組合もなかったせいも、労働者の権利や会社側の攻撃に関心が薄かったと思います。

しかし、今年は春闘を通して大きく意識が変わりました。労働者の賃金・労働条件等がすべて労使交渉で決まるといふ民主的な仕組みが存在する以上、我々の権利は行使しないと損です。現在の厳しい経済情勢が、会社全体に大きな重圧になっていることは認めます。しかし、ここ数年の労使を見てみると、経営者は自分の身を守るために労働者を犠牲にし、自分たちの失政を回避しているように思います。

山崎電車支部長の講義で一番驚いたのは、会社というのは黒字でも合理化をやるという言葉でした。要するに自分の利益が増えると思えば、労働者に支払う金はいくら削ってもいいということんでもない理屈です。

もし逆の立場だったら彼らはどう思うのだろうか。もともとは同じ働く立場にいた人間です。我々の痛みを数十年前に経験したはずです。大きな山は広い裾野によつて支えられています。会社も同じです。現業部門にいる労働者が倒れたら会社も同じ運命です。

経営側は、一番楽な方法で数字のつじつまを合わせようとしています。その事をいろいろ理屈を並べて思想攻撃しているのです。それに打ち勝つには一人びとりの勉強と団結力である事を学びました。

〔京和〕より 京成電鉄労働者〕

「ものさし」がピンチ

―被災地（神戸）メーデーから―

五月一日メーデーは、世界の労働者が「八時間労働」という人間としての基準を求めた記念日です。しかし、いまの世の中、いろいろなところで基準「ものさし」がゆがみ、なくなっています。

昨年九月一日、アメリカで一瞬にして数千人の生命を奪うテロが起こり、続いてテロの根絶を口実に実行されたアフガン戦争でまた数千人（一説には数万人とも・編集部）の生命が失われました。これはさらに、「わが国民の生命を守る権利行使」として、イスラエルによるパレスチナ自治区侵攻と殺りくに飛び火しました。この事態のなか、わが国では小泉・自民党が「テロなどの有事に備える仕組みがない」と叫びはじめ、あれよあれよという間に「有事法制」が国会に提案されることになりました。

「人間の生命は地球より重い」―この『ものさし』は今も存在しますか？ 私たちの周囲でも、社会の『ものさし』はピンチです。狂牛病事件、雪印食品事件、外務省疑惑…。官僚、国会議員、大会社の幹部らが、テレビに向かって頭を下げる光景が日常茶飯事となりました。そして巨悪は沈黙と開き直りを続けています。正義・公正―この「ものさし」は今も存在しますか？

労働者の「ものさし」も大変です。小泉政権の「痛みを伴う改革」は労働の現場をそのターゲットとしました。すさまじいリストラ、失業、過労死、そして労働者同士の競争。正社員から「非正社員」への切り替えが急ピッチで進むなか、その格差はむしろ広がっています。

労働の基準「ルール」は、消えかかっていますか？

ものさしは物を計る道具。そしてルール、規範、規則、倫理。国によって、地域や文化によって使われる単位は、違います。しかし、その目盛りが正しければ同じ結果が得られます。人間として、正義に反しないこと、不正を許さないこと、お互いを尊重することは変わりません。七年前の震災後の街で、私たちはごく自然に助け合えたのです。人としての本来の気持ちを持つこと。持ち続けることの大切さをもう一度思い出したい。

ここ兵庫駅前・キャナルタウンから叫びます。

私たちの「ものさし」をもう一度つくりなおそう！

消えかかっている「ものさし」を書き直そう！

「自己決定・選択の自由」はまっかなウツ

― 障害者切り捨ての新制度 ―

介護保険がスタートして二ヵ月後の二〇〇〇年六月、「社会福祉法」が成立した。それは、障害者福祉が「措置制度」から「支援費制度（＝利用契約）」に大きく変わり、契約制度の導入、営利企業の福祉事業への参入、「福祉の商品化」を認めるものでもある。開始は来年四月だが、申請の受付開始は今年十月からだ。差し迫った状況をむかえるなか、市役所を訪れその進行状況をきいた。窓口には県障害福祉課発行のA4四頁の制度説明のパンフレット、障害者本人には、A4二頁の簡条書きの説明文書と八人の相談員、障害者団体の住所・電話番号が記載された文書を郵送したということであった。

新制度はかならず新たな手続きを要し、手続きがなければ全額自己負担になるというものだが、支給量の決定方法は市で検討中、障害者区分の具体的内容等は、厚生労働省で検討中と、肝心なところはまだ明らかでなくその内容はまさに概要だけで、不安が募る。

介護保険導入の時は、市の職員が地域に出向き何度も説明会をおこなうなどしていたが、それでも介護保険制度に対する市民の理解はなお充分とはいえなかった。このたびの障害者制度は長年続いてきた制度の大きな変更であり、不安がないよう徹底して欲しい。

新制度「支援費制度」とは

現在、障害者は行政機関の措置により施設・在宅の各種サービスを受けている。「措置」とは、福祉サービスを行うにあたっての行政的な決定をさし、措置決定がなされれば、よほどのことがない限りそのままサービスが受けられる。新制度の「支援費制度」は、原則として、現在措置制度で運営されているサービスがそのまま移行し、そのため、今措置ではない精神障害者社会復帰施設、小規模通所授産施設等は支援費制度へ移行しない。また、身体・知的障害者の福祉ホームや障害児福祉施設も移行しないという複雑なものだ。

新制度「支援費制度」の流れは、まず、市町村に支援費支給を申請する。市町村は利用希望者の障害種別や程度、介護者の状況等、厚生労働省令で定める事項を勘案しつつ支援費支給の要否・内容を決定し、受給者証に記載する。サービス利用希望者は受給者証を提示して指定事業者と契約を交わし各種サービスの利用を開始し、指定事業者を利用者負担額を払う。指定事業者は支援費請求書を翌月初めに市町村に送付し、市町村は翌々月末日までに支援費を支給する。ただし、支援費は指定事業者が代理受領することになる。

ただし、やむをえない困難事情がある場合は限定的に市町村が措置によりサービスを提供する。指定事業者は地方公共団体、社会福祉法人に限定されるが、居宅サービスは法人格、NPO法人可であり、その指定は都道府県知事（指定都市、中核市の長）が指定する。

すすまない施設・居宅サービスの整備

政府・マスコミは、新制度を「選べる福祉」と強調し、「行政が福祉サービス費用（＝支援費）を支給し、障害者は利用したいサービス内容を自分で決め、施設や事業者を選んで契約する仕組み」と説明する。しかし、問題は現代の契約があらかじめ内容が一方的に決められ、他方はそれに従うか従わないかの「自由」しかないことだ。また、多数の「附従契約」があり、利用者は一方的に不利となることは、介護保険利用のなかで明らかだ。

新制度が利用者の立場でその機能を発揮するためには、その前提として、「選択を保障するだけの施設や制度の拡充」が必要であり、「情報の充分な公開」「きめ細かい相談援助体制」が必要だ。さらに「障害者の実態に見合った支援費設定」「無理ない利用者負担」等々の整備がなければ、「選択の自由・自己決定」の実現はまったく不可能だ。

選択できるほどの施設がない。法定外の無認可作業所は毎年三百カ所のペースで増え続け、現在では六千カ所だ。○一年度版「障害者白書」によれば、九五年の知的障害者数は三〇万一千人であるが、九九年の認可成人期知的障害者施設の定員は約一五万人だ。

これでは、介護保険の場合のように施設側の「逆選択」により、重度の者や所得の少ない者が排除されること必至。これに対して、厚生労働省は「施設側に応諾義務を課すので逆選択の排除は起こらない」と強調している。しかし、支援費制度でサービス提供を拒否できる「正当な理由」として「①定員に空きがない、②利用希望者の居住地が地域外、③入院治療が必要」が盛り込まれており、このまま施設整備がすすまない限り、定員満杯を理由に希望施設サービスが受けられないことになる。しかも、厚労省令案に支援費支給の勘案事項として「サービスの整備状況」が入ることになると、「サービスが整備できていないこと」を理由に支援費支給がなされない事態もおきかねない。

また、厚生労働省は「利用契約制度では競争原理が働き、サービスの質が向上する」と宣伝するが、施設や居宅サービス整備がない限り、競争原理にさらされるのは障害者本人と家族であり、施設設備の配置基準、労働条件等改善なくして質の向上などはあり得ない。営利企業は利潤追求で撤退もするし何でもする。介護事業でいやほど見せられたことだ。

自治体と障害者・家族にへだたり

支援費支給制度の実施では、その支援費の算定方法と金額が大問題だが、このたびの厚生労働省の障害程度区分の算定根拠は問題だ。もっぱら福祉施設の利用対象者の調査で、その結果のみに限られているということだ。多くの場合、重度障害者、強度行動障害（児）者等は、施設へ入ることができず親族、とりわけ母親が介護している。その際の問題が見落され、生活実態とニーズ把握ができないのではないか。障害（児）者の発達保障と、周囲の人びとのノーマライゼーションも可能か否かも問題だ。国民の社会保障の権利を実現し、より豊かな福祉国家の礎が築かれるかどうかなどきめ細かな検討が必要だ。

また、支援費支給の要否、内容を決定する市町村の体制が整備されるだろうか。少ない職員で多量の事務をかかえ、「画一的事務処理によるふり分け」がなされる危険性が大きくあり、将来的には障害程度区分の判定等の重要事項までが安易に委託されかねない。

措置制度では、措置実務を通して障害者本人・家族の実態や要求の一端を把握可能であったが、新制度で市町村は地域内の障害者本人や家族の「生活実態と要求」がますます見えなくなるのではないか。

障害程度区分の判定は、市町村職員が研修を受け、障害者本人（もしくは家族）からの

聞き取り調査で決定する。しかし、障害の現れ方はきわめて多様で、例えばてんかんや自閉症、重度重複障害、強度行動障害、医療的介護を要する障害等に関しては、専門的な知識と経験がなければ正しい判定はできない。形式的な職員研修や画一的マニュアルではとうてい不可能だ。更生相談所の専門的意見を求めることも可能だが、更生相談所の機能や人員の拡充がなければ、その効果は期待できない。

新制度の施設訓練等支援費には支給期間が設定されている。これにかんし厚生労働省は、「更新可、強制的に施設から出されることはない」と主張しているが、地域生活移行を推進し、成功報酬的な基準設定も検討されていることもあり、強制的に施設から出されるのではなからうか。地域でのくらしを支える施設や居宅サービスの整備・拡充が地域生活移行の前提であり、この前提条件のない地域生活への移行は、家族への押しつけでしかない。

支援費の額は厚生労働大臣が定める基準に基づき市町村が自主的に定めることになっている。財政や障害者福祉施設・居宅サービスの整備状況、意欲・熱意など市町村に格差が広がり、生活に余裕のある障害者本人・家族は整備された地域へ引越すことにもなり、他方、低所得者は出るに不出られず放置される二極化の事態はますます顕著になるのではなからうか。市町村を後押しする国の施策援助が急務なのではないか。

国・自治体の責任回避

利用者本人が事業者とサービスの利用契約を結ぶ際、家族のいない本人の判断能力に問題がある場合等サービス利用に多くの困難が伴う。制度的には「地域福祉権利擁護事業」福祉サービス利用援助や金銭管理、「成年後見」制度があるが、体制や費用負担の面から日常的に安心して利用できる制度とはなっていない。「苦情解決」等の権利擁護システムをどう構築していくか重要だ。とくに低所得者など地域から孤立している障害者本人・家族への援助が大切になる。地域での掘り起こし、サービスにつなげていくことが必要不可欠であるが、これは市町村に期待したい。少なくとも措置制度では「措置の実施義務」、「費用負担義務」、「最低基準の維持・改善義務」など公的責任の具体化があった。

厚生省が示した事務大要によると、市町村の役割は「地域住民に身近な行政主体、社会資源の整備、支援費の額や支給要否、内容等の決定。サービス利用の情報提供・斡旋・調整、利用者の相談」等だ。都道府県は「市町村の支援、事業者・施設の指定・指導・監督」。国は「厚生労働省令等で支援費制度の枠組みを示し、都道府県・市町村を支援」。事業者は「適切なサービス提供、質の評価を受け利用者の立場でサービスを提供する」とある。

これまでの「措置」を「選択権のない画一的な制度」と宣伝し、新制度は「自己決定と選択の自由」と強調するのは、介護保険制度導入の際と同じだが、これは、国や自治体の責任を回避するための論理操作にはかならない。決してごまかされてはならないし、行政をサービス提供者から撤退させてはならないのだ。

障害者新制度は「自由・平等」の仮面をかぶりながら福祉を商品化し、社会福祉を切り捨てていく。資本主義社会の市場競争原理、契約原理のなかで、よりいっそう抜け落ち、取り残される人々をつくりだす。それはもともと権利保障を必要とする人々を真っ先に切り捨て、さらには、国民一般の社会保障全体をも切り捨てていくものでもある。

支援費制度の実施を目前にして、市町村などの対応も急ピッチですすめられ、その内容が明らかになるにつれ、障害者・家族、障害者施設で働く者や事業主体となる社会福祉法人等々関係者の不安や将来を危惧する声はますます大きくなっている。秋までの間、新制度運用の根幹部分を決める市町村への働きかけはとくに重要である。

(滝野 嘉津子)

住民の悩み、要望をつかみながらの選挙戦

— 今回の議会選挙を振り返って —

はしめこ

今回の長生村議会議員選挙は「無所属、新社会党支持」という形の中で、地元自治会が「後援」、国労、昭和電工、水道、京成、日本天然ガス、田中工業の各組合が「推薦」という形で選挙戦を闘いました。立候補が決まったのが二月。宣言して二ヶ月半で四〇一票、一八名中一三位で当選という結果でありました。以下、簡単ですが、経過と教訓を述べます。

一、三〇年前の組合青年部役員から始める。

私はN T Tに入社し組合運動で労大の学習に参加し社会党と共産党の違いを学び、日本における平和革命の正しさを理解し社会党に入りました。

職場の中では安全に働く条件を組合員と一緒に会社に要求し改善を進め、地域では勤労協の役員から始めながら社会党の村会議員Hさんと一緒に地域運動に入りました。社会党が消費税に賛成し憲法違反の自衛隊を認める中、私は基本路線を守り、活動を続けようとする新社会党を選択しました。

二、住民運動を続ける中で

「H村議と住民の会事務局長」を引き受け、防犯灯設置の条例改正、排水問題、産業廃棄物の撤去などを取り組み、P T A活動、携帯電話鉄塔基地反対の住民運動や都市計画工業地域指定導入の反対、医療裁判支援、労災認定支援など、職場と地域で人間らしく働き生きる条件を追求して行く中で私への選挙に協力してくれる先輩や友人が生まれてきました。

私は村で生活してきた一回り上の先輩を推薦してきましたのですが、その先輩から「自分は出れないが石井がしろ」という話となったのです。「出たい人より出したい人」の中に自分が入ったのです。

三、立候補を決意した理由とぶつかり

町村合併の問題がありました。議会の内外で議論を作り悔いを残さないことを考えてきました。住民運動を支援する議員も作らなければとも考え、全国の新社会党議員も増やさなければなど、いろいろと考えた上での決意でした。決意をすると、姉が役場の職員なので「立候補するなら、役場を退職する、あんたは役場で評判が悪い、住民運動をやったのでにらまれている」と言い出したのです。

私は話せる友人に本当のところ役場の中での評判を聞くこともしました。「地域住民のために活動すればいいのだ、姉は役場を退職する必要はない」という声をもらう中で支持者との協議が続きました。妻は「地域で人の名前を覚えられない、挨拶もできないから反対だ」、子供は「父さんが、やりたいならやればいい」となり、最後は姉から「立候補を認めないが、地域の人にお任せする。協力はしない、役場関係者には挨拶に行くな」ということでした。そういう中から後援会を作り動きはじめたのです。

四、住民へはローラー作戦で

地元で生まれ農業を営むEさんが農家の方に私を引き連れて挨拶回りをしてくれました。Eさんは「石井は自治会の中で知り合った、正義感もあり性質が似ているので応援する」と言ってくれ、熱心に動いてくれました。

私は年休を二五日使い、土、日は地域の方と党の仲間であそびを作り、後援会ニユースをもって全村を駆けめぐりました。大切にしたのは投げ込みではなく、会って、話をするのでした。まずは出身地を聞きながら、村への要望を徹底して聞きました。防犯灯、排水ミラー、都市ガス、ゴミ袋、産業廃棄物問題、体育館にカガミをつけて、などが言われました。当初は「当選の見込みはない」「落選候補だ」という評判から終盤では「上位当選かも」という話も出るようになりました。

四月七日の事務所開きには一〇〇名を越える、近所を含め、党・組合・親類も集まってくれたのです。また、相手候補の運動員より「俺の候補者は演説もしない、政策もない、夫婦で話し合い、石井に入れることになった」「石井の演説を聞いて、入れることにした」「後援会のニユースを読み、共鳴できるので入れます」。役場の関係者からも「なんで挨拶にこないのだ、挨拶に来い」という電話が入るようになりました。

五、告示日、宣伝車に乗る中で

出陣式で、たすきをかけ、宣伝車に乗り込み、恥ずかしさもある中、支持者に見送られ、「石井としおです」とスピーカーで訴え、一〇分が過ぎるころです。支援者が自宅から飛び出してくれたのです。私は、感激し胸が詰まり車から降りて握手させてもらったのです。同級生の仲間も「立場があつて表にはでれない」といつつ、宣伝車を降りて演説をしていると、家から出てきてくれたのです。私は思いのまま、今までお世話になった地域での感謝を話しながら演説し「住民の声を議会に上げます」と、話していると胸が詰まり泣いてしまったのです。駅で朝の挨拶をしていけば、中年の婦人より「昨日の演説を聞きました、支援します」。さらには各場所の演説が終わると「今の話しが良かったので入れる、がんばれ、名前は言えない」という電話が入るようになりました。

二〇日、投票の前日の夜には長男から「親父を見直したぞ」と、言われたのです。今まで、親子で信頼できる会話をしたことのない自分でした。妻からも全面協力をうけ感謝の気持ちです。いっさい協力をしない、と宣言した姉と母も台所などを手伝ってくれたのです。

六、なぜ当選したのか

・ 労大まなぶの学習と青年運動から「労働者が社会の主人公であること」を頭に入れ、職場と地域で「安心して働き、暮らせるように」と、活動を続けてきました。職場での安全闘争、地域での環境、鉄塔、PTA活動等の中から後援会事務局を担う仲間や先輩とめぐり合い、組織的な選挙戦ができたからです。

・ 後援会のチラシを五号まで作り、住民へはポストに投げ入れではなく、住民の顔を見て話し込みを徹底しました。要望や悩みを徹底して住民から聞く努力をしたのです。「まだ決めていません」という住民には徹底して通い続けました。最初は「私を研究して下さい」から、最後は「他の候補は、お願いしませんが、石井さんは、政策を持ち、要望を聞いてくれたからです」と言うことで支持者になつてもらつたように思います。

・ 告示からの宣伝車は連呼ではなく、本人の演説もやりました、事前に家庭訪問してつ

かんだその土地から上がった悩みや要望事項を紹介しながら、どう考え、議会上げられるかを演説したのです。「演説は石井が一番だった」という話もあります。住民の悩みや要望をつかむことが大切でした。

・無所属でしたが「新社会党やまなぶ」の仲間から事務や行動も含めて支援をもらいました。地域の人より「外人部隊に協力してもらって勝利した」とも言われました。そして、新しい出会いがたくさんありました。「元社会党を支持していた」「石井さんと出会って良かった」などです。長生村に新しく移り住む住民は「土地が安い、緑がある、海がある」という理由で、全国から転入していることも知りました。長生村は「全国村」となっています。

・最後になります。当選から三日連日、激励の電話が続ききました。住民に挨拶をしに行くときと当選の祝金をくれる方もいました。今回の選挙は本当に楽しく、有意義な選挙でありました。家族との関係も深く嬉しく思っています。

地域のために働けるか、これからが本番です。今、四年後の選挙選の始まりと思い、御礼の挨拶回りと頂いた要望事項を関係機関に要望する活動をしています。「すぐ動いてくれてありがとうございます」「前の議員は要望しても八年間一回も家に来てくれなかった」という声を頂き感激しているところです。中間の報告となります。(石井 俊雄)

◇読者からのおたより◇

心配 ごくろうさまです。次々とヤボ用が入り、本業の準備が進みません。今月の大会、その後はどうなるやら。(新潟・K)

編集部より 本業の準備、なにがなんでも全力を。通っていただかねば、みんなが悲しみます。国労大会、また機動隊の包囲下。機動隊なしには開けない大会に、すべてがあらわれています。ある人いわく。国労大会とかけてなんと説く。機動隊と説く。その心は、国家権力がたのみ、と。介護 九六歳と九三歳の親をかかえなんとか生きていますのでお忘れなく。(東京・H)

編集部より お身体いかがですか。ご自身もたいへんなのに。小生の方も、母は特養に、つれあいの父は一人ぐらして、実家通い。介護の問題はまさに深刻。社会問題です。涙 先日は、通風と臨大になやまされて、先生への投句は、ボロボロでした。高嶋委員長のあいさつをホームページにのせましたが、なんととも言えないくらいしみじみな中身です。(東京・T)

編集部より おっしゃるとおり。四党合意を「崇高な理念と責任」にもとづくとしたのでは、たまったものではありませんから。推進する人びとの言い草は「力関係上」というもの。今、必要なのは「力関係をどう変えるか」ですの。

浜岡原発 想定される東海地震の震源域の中央部に、こともあろうに、原発震災をもたらす中電・浜岡原発はある。しかもその地震が起る前に、配管破断・冷却水漏れが連続して発生した。それは「事故」ではなく、まぎれもない犯罪である。人びとの生命と生活を守るため、「不安源排除請求権」の確立が強く求められている。(沼津・T)

編集部より 世界の流れは原発廃止。ところが日本は…。日本の「有事」は自然災害と原発事故。それに備えることが必要なのに。原発はむろん廃止です。

私たちもまたたかう N T T労働者ですが、再雇用で何とかO S会社に残っていますが、さらなるリスト攻撃が待ち受けているでしょう。国労闘争団も、四党合意の大会決定にひるまず、闘う姿勢を示しています。国労の闘いから学び、我々もしっかりと闘う組織が求められています。(大阪・I)

編集部より 国労闘争団有志の闘争心はいよいよ高まっています。Iさんのように、わがことのように心配してくれる仲間がいるからです。N T T労働者と国労組合員、支援と共闘をさらに強くして。

上映運動に努力中 今五月十一日に上映する「人らしく生きよう」のチケット販売に向け努力しています。国労本体はまったくノータッチ、国労はどこへ行くのでしょうか。本部は一部闘争団に制裁処分をいよいよ五月分から(二万五千円の生活援助金)実行するようです。四党合意により闘争団とJ R職場にいる私達とが分断されるこれを許してはなりません。職場、地域でもう一歩前に出る運動をめざしがんばります。(神奈川・A)

編集部より 紋別(北海道)にいらしたようですね。紋別闘争団のニュースで知りました。上

映会も大成功だったようになにより。学習会、楽しみにしています。

警告? 中央共闘中里議長が帯広に来た時、大会や臨大やればやるほど組織に対する矛盾や内部対立が起き第二組合等が出来るので、そのような事が望まないと話していたのが今でも心に残っておりま。国鉄闘争の当事者として納得いく解決、人間として正しいことは正しいと主張し続けたいと思っております。

編集部より 六月一七日からまた北の大地にうかがいます。旭川、名寄、音威子府、稚内帯広には寄れません。でも、東京でしょっちゅうお会いしますものね。さらに「活躍を！」

難問解決 どうしよう! 毎月一回発行を目標とした機関紙だったが、四月は発行できずに目標が破綻してしまつた。ふつうの担当者であれば自己嫌悪に陥るところだが、私は画期的な妙案を思いついた。月一回というところは年間十二回、ということはどこかで二回発行すればノープロブレム。これでどうだ、参つたか。

編集部より こういうのを「妙案」というのかしら。定例化してよ。これが原則。

ユニオンは救世主 この不況の中で、私は職を失つてしまつた。妻と四人の子どもを抱えて。おまけに、同僚に蹴られた目が完治せず、病院通い。同僚との喧嘩が原因で入院中に運送会社を解雇され、本来使えるはずであった社会保険も取り上げられ、解雇手当も十分受け取っていなかった。これからの生活を考えると、不安でいろいろなところに相談したが、どこも十分な答が返ってこなく、水戸警察署から送っていただいた封書の中に「茨城ユニオン」の紹介が書かれていた。すぐに相談に行つた。まさしくSさん、Mさんは私の救世主であった。生活保護も受けられることになり、喧嘩相手を民事訴訟へ、会社への団交へも解決し、一気に明るい方向へと進んだ。「個人のためにこんなに働いてくれる所は他にない」と、妻、両親ともども本当に感謝している毎日です。(茨城・M)

編集部より いいニュース。私も嬉しくなっています。茨城ユニオン、万歳!

監視 先日、京都のA郵便局では休憩室・喫煙室のくもりガラスを当局が全部、透明なガラスに取り替えてしまいました。管理者が職員を監視するためですが、職員からは「経費節減と言いがら、こんなことにはムダ使いをして」と怒りの声が聞かれました。当局は人権よりも職員の監視のほうが大事なのでしょうか。

編集部より まるで牢獄。『共産党宣言』のマルクスの一節が思い浮かびます。

冊子送り まいもお世話になっております。四月一五日に別添冊子を出しました。ちよつと忙しくて、差し上げるのが遅くなつてしまいました。今は、どさ回りの売れない演歌歌手よろしく、いろんな所へ顔を出すようにしています。当分AFL・CIOに注目してみたいと思ひますが、ご指摘のとおり、アフガン情勢も眼が離せないように思います。TIMEを読む限りでは泥沼化しそうです。有事立法問題では、久しぶりに体も動かさなくちゃなという感じです。(東京・K)

編集部より 『テロと共存するブッシュ政権』対抗するAFL・CIO、そしてアフガニスタンの行方、じっくりと熟読。おもしろかった! とくにAFL・CIOの動向は。「通信」読者にも一読、おすすすめ。お申込みは、しらかば工房 (TEL03-39481-6991、FAX03-39481-6999) へ。

なぜ「ひらがな」 「JA」「JR」「JT」「NTT」など、横文字がはやつたのはひと昔前。今やどういわけか「ひらがな」ブーム。「さいたま市」はなぜ「埼玉市」ではいけないのか。ついでこの間までトラブル続きの「みずほ」銀行。ひらがなだとより一層お粗末さや間抜けさが際立つ。原発で「もんじゅ」「ふげん」というのもあった。なぜ「ひらがな」なのか。どうも「ひらがな」の愛想の良さで、とりあえず丸めこもう」というひとをナメた目論みが感じられる。近い将来、厚生労働省も「すこやか省」に改称しかねない。(北海道・M)

編集部より 他に「まほろば」も。みずほもまほろばも、日本書紀が起源。日本の歴史、伝統、文化への危険な回帰の一面も?

有事法反対・四万人集会 五月二四日、明治公園は「有事法案反対・廃案せよ」の四万人の人々で埋めつくされた。久しぶりの大迫力に感激。でも一千万都市(周辺都市含めれば三千万)で四万人ではとの思いも。(東京・T)

編集部より 同感。私も参加。こんな集会在りおこなわれるようになれば、時代も変化するのでしょうが。これからです。

陣形を広げる 「三党声明」は政党によるあからさまな不当労働行為だ。リストラ、合理化、解雇に苦しめられている労働者との闘いの基盤は同一だ。国鉄闘争共闘会議への結集を呼びかけよう。今、正常でない本部と論議しても時間の無駄だ。我々の陣形を固め広げよう。それが国労を守る唯一の道だ。(国労闘争団・S)

編集部より 国鉄闘争と共闘する輪は広がっています。びつくりするほどの上映運動のひろまり、五月二二日には、「女性応援団」もつくられました。本部と闘争団の連携は共闘の仲間を励まします。